

令和5年 5月17日

川崎市議会議長 様

麻生区在住者

ほか 1名

川崎市庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金に
関して庁舎管理要綱を厳守するように求める陳情

陳情の要旨

- 1 政党機関紙の市庁舎内での、勧誘・配達・集金を自粛してください。
- 2 市民の個人情報を守るためにも、川崎市庁舎管理規則で禁止されている、許可証がない人の庁舎内の立入りを認めないでください。
- 3 政党機関紙の講読は、個人の自由で制限されるべきものではありませんが、読みたい方は自宅を配達先として、市民に誤解を与えないようにする旨を市職員に徹底し、通達してください。
- 4 市議会議員は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力を掛けないようにしてください。

陳情の理由

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞等の各種メディアで報道されています。

川崎で、2003年（平成15年）に「政党機関紙の講読勧誘に関する調査」を職員に実施した結果、調査票回収件数2,903件のうち、講読の勧誘を受けたことがある人1,154件、その中で購入した人587件という異常な数字の結果に大変驚いています。しんぶん赤旗などの政党機関紙を、あまりに多くの管理職等の職員が講読していたことに驚がくしました。特に議員に勧誘され、「講読しなければ

ならないというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くに上ったというのは、極めて深刻な状況です。

市庁舎内での政党機関紙の勧誘・配達・集金は、川崎市庁舎管理要綱の禁止行為に当たるとのことです。最近の共同通信（庁舎内勧誘問題）のアンケートでも他の自治体の例が報告されています。本市でも、このアンケートにあるような政党機関紙の勧誘・配達・集金が、現在も庁舎内で行われている悪しき慣習があれば、早急に自粛をしてください。